

川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「川越消防50周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人も川越消防50周年ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 川越地区消防組合の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的として川越消防50周年ロゴを使用する場合は、あらかじめ川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して川越地区消防組合設立50周年記念事業実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、川越消防50周年ロゴの使用を承認する。
- 3 前項の承認をしたときは川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認書(様式第2号)を、承認をしなかったときは川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 川越消防50周年ロゴを使用する者は、川越消防50周年ロゴ使用ガ

イドラインを遵守しなければならない。

2 川越消防50周年ロゴの使用承認を受けた者は、前項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 承認された用途のみに使用すること。

(3) 川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用商品等販売状況報告書(様式第4号)を提出すること。

(承認内容の変更)

第5条 川越消防50周年ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認又は不承認は、川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認書又は川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)不承認書をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第6条 川越消防50周年ロゴを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 川越消防50周年ロゴの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 川越消防50周年ロゴを使用している者が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、委員長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うものとする。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 川越消防50周年ロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵

守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、委員長は川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書（様式第5号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

- 3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、川越消防50周年ロゴの取扱いに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年2月21日から施行する。